

令和3年第7回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）

10時00分開議

12時09分閉会

出席議員（9名）

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番 議員 | 竹 本 文 直 | 2番 議員 | 西 森 常 晴 |
| 3番 〃  | 岡 田 良 成 | 4番 〃  | 片 岡 智 準 |
| 5番 〃  | 大 野 弘   | 7番 〃  | 野 村 安 夫 |
| 8番 〃  | 左 京 憲 昌 | 9番 〃  | 藤 崎 源 彦 |
| 10番 〃 | 若 藤 敏 久 |       |         |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

|                |         |                |         |
|----------------|---------|----------------|---------|
| 町 長            | 古 味 実   | 副 町 長          | 竹 本 雅 浩 |
| 教 育 長          | 黒 川 一 彦 | 総 務 課 長        | 大 石 浩 平 |
| 企 画 課 長        | 古 味 仁 志 | 税 務 課 長        | 片 岡 博   |
| 町 民 課 長        | 井 上 竜 一 | 保健福祉課長         | 谷 脇 昭 仁 |
| 産業建設課長         | 片 岡 伸 二 | 会計管理者兼出納室長     | 下久保 幹 夫 |
| 教 育 次 長        | 井 上 健 一 | 仁淀総合支所長兼地域振興課長 | 神 岡 孝 司 |
| 池川総合支所長兼住民福祉課長 | 大 原 正 人 | 仁淀住民福祉課長       | 大 野 真 智 |
| 池川地域振興課長       | 大 原 成 彦 |                |         |

職務のため議場に出席した事務局職員

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 日 浦 嘉 平 | 書 記 | 西 村 美 智 |
|--------|---------|-----|---------|

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員、9名です。定足数に達しておりますので、これより昨日から引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いします。

通告第6号、議席番号7番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○7番 ちょっとマスクを外させていただきます。

おはようございます。通告6号、野村、議長の許可を得、2点について質問します。

質問の前に、同僚議員でありました西森久雄君が10月にお亡くなりになりました。隣の席でありましたので、残念でたまりません。心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、質問に入ります。

1点目は光ファイバーに関してでございます。全国のデジタル化推進事業の一環として、光ファイバー事業を仁淀川町全地域に行き渡らせることが必要だと考えますが、国、県の援助を受け、実現することができないか伺います。

そして2点目は、池川地区の相ノ谷、坂本、ツボイ地区の住民からの要望書が町に対して出ていると思いますが、農産物の売買等がコロナ禍の影響で厳しい状況になっています。このような状態を少しでも打破するためには、インターネット販売と収入を増やす対策が必要だと考えます。この点を考慮して、光ファイバーの延長を早急に実現できないか、町長にお伺いします。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 野村安夫議員の光ファイバーに関しての質問にお答えいたします。

仁淀川町の光ファイバー整備につきましては、現在、本町では69地区が光回線未整備状態であり、国の高度無線環境整備推進事業を活用して整備を検討しましたが、総事業費で10億円で、町の実質負担は7億6,700万円となり、有利な起債を活用した場合でも、町の負担額は4億4,000万円余りになります。

通信事業者においても、残り69地区の回線維持に係るコストや費用対効果が不透明など、整備に難色を示しております。

町の厳しい財政状況を踏まえると、整備費用が増大した当計画では町の実質負担が多額になることから、町の負担が抑えられる補助事業等を引き続き検討していくことで、この事業での整備は見送りとさせていただいております。

また、令和2年3月までに相ノ谷、ツボイ地区から光回線整備要望の電話相談があり、通信事業者へ「加入希望者の多い地域の光回線整備は可能か」と問い合わせ、事業者からは、「光サービスの利用希望者を把握するため、希望者の方から個別に光サービスへの仮登録をしてもらうことで、エリア拡大の協議ができる」との回答を受け、相談者に仮登録の推奨を伝えております。

次に、インターネットを活用した農産物販売は、収益を増す手段として大変有効と考えます。現在、町内の光回線未整備地区のインターネット環境の改善対策としまして、携帯電話事業者のサービスエリア内（4G・LTE）で使用できる小型の通信機器、ホームルーターやモバイルルーターなどですが、などの購入費補助金制度がございます。機器購入にかかった費用に対しまして8割の補助、上限は2万5,000円となりますが、これが受けられますので、ぜひご活用していただきたいと思います。

ご質問の相ノ谷、坂本、ツボイ地区では、携帯電話事業者によりますが、この電波が届いているのを確認しております。また、令和5年から6年にかけて、ADSL回線のサービス提供が終了すると言われていますが、通信事業者によっては光回線未整備地域に限り、ADSL回線のサービスを継続すると聞いております。

今後も、光回線整備に係る費用負担の軽減や携帯電話の不感地域解消に向け、国、県、通信事業者などの関係機関に要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長 再質問はございますか。野村安夫君。

○7番 この前、12月4日でしたか、とある東北の地方でありました。岸田文雄首相は12月4日、ある遊説先で地方デジタル化の推進を掲げ、地方でのインフラ整備を推進する考えを示しました。そして、光ファイバーや第5世代（5G）移動通信システムを早期に整備すると強調した、この点も踏まえ、町としても早期に努力すれば実現できると思います。県、国に対して大いに動いていくべきだと思います。もう一度、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 12月6日の第207回国会における岸田内閣の所信表明演説の中で、デジタル田園都市国家構想というのが出てきております。その内容ですが、デジタル田園都市スーパーハイウェイを3年程度で完成させるということです。各地に設置する大規模データセンター、そして光ファイバー、5Gと組み合わせて、日本中津々浦々、どこにいても高速大容量のデジタルサービスを使えるようにすると表明していますので、今後の国の動向を注視し、そのような有利な事業が出てくれば、それに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 再々質問はありますか。野村安夫君。

○7番 ツボイから坂本、相ノ谷にかけて、西谷も含めてでございますが、いろんな事業をやっています。キクラゲ事業、畜産、トマト栽培、製茶業、飲食業、野菜等販売事業、厳しいコロナ禍による不況にも一生懸命頑張っております。何とぞ仁淀川町の農業、一般の事業に対しましても、光ファイバーだけではなく、光を与えてもらいたいと思います。もう一度よろしくお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 野村議員の再々質問にお答えします。

畜産、トマト、その他農業で本当に頑張っておられる方がたくさんおられます。そういった方々に応えられるよう、今後、国の動向等、事業化できるものは事業化していきたいと考えております。

また、光に関しても、今後、国の動きを見ながら設置できるものは設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長 野村議員、2点目の質問、よろしく。

○7番 2点目に参ります。

池川大橋周辺に関してでございますが、宮崎の河原周辺から長屋堰堤周辺の右岸、左岸にごみが数多く付着し、住民から何とかしてほしいと前にクレームが出ていました。ごみをなくす対策を。

そして2点目は、国道494号線の進入口は、車両運転のときなど、見通しをよくするために山の切り取りをしたが、切り取った場所に車が駐車しているときがあります。町として指導、管理の徹底を。そこは駐車場ではないと思いますが、執行部の答えをよろしく。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 野村議員の、宮崎の河原から長屋周辺の右岸、左岸のごみをなくす対策について、質問にお答えいたします。

土居川は、「仁淀川の“緑と清流”を再生する会」の「仁淀川クリーン作戦 in 仁淀川町」と題して、毎年清掃活動を池川大橋から上流に向けて実施していただいております。大変感謝しております。しかしながら、毎年100キロを超える可燃ごみ、不燃ごみが回収されている状況です。

質問の宮崎の河原から下流ですが、増水時に上流から流れてきたごみ、国道からのポイ捨て、河川利用者のごみと考えられます。「ごみを捨てないでください」などの周知看板を設置し、河川利用する方々に、川にごみを捨てないよう啓発に努めていきたいと考えております。

また、河川管理者の中央西土木事務所越知事務所にも協力していただくようお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

続きまして、国道494号の進入口の件ですが、宮崎の河原周辺には町管理の駐車場が1か所あり、車20台分しか駐車することができません。しかし、宮崎の河原でのサップ、クリスタルカヤックがマスコミに取り上げられ、宮崎の河原を利用する方が多くなり、駐車できなくなり、駐車スペースでない広場に駐車していると思われます。

広場は中央西土木事務所越知事務所管理の場所であり、佐川警察署を含め、対応を協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長 再質問はございますか。野村安夫君。

○7番 この前、あれは12月6日でしたか、前の日に、昨日、おとといでしたか、宮崎の河原周辺のごみは取り除かれ、すばらしい状態でした。宮崎の河原の対岸はぽつぽつごみが付着しておりました。時々周辺のごみ拾い等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、宮崎の河原周辺でのボート貸出し事業ですが、町はどのような対応を取っているのか、県との関わりも含め、併せて説明していただきたい。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 野村議員の再質問にお答えします。

宮崎の河原周辺のボートの貸出し事業なんですけど、現在、観光に関するそういった取決め、条例とか、それから規則等、そういったものを考えております。ある一定、ルールをつくって実施していかなければ、本当に野放し状態といいますか、好き勝手な行動を取ら

れるような状況になりかねませんので、今後そういった法整備を整えて、ルールづくりをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。野村安夫君。

○7番 春から秋にかけて、暖かい時期にはボート貸出し事業も忙しいと思います。河原周辺を占領、独占しているような状態であると思いますが、一般の釣り人、水泳する人、キャンプする人、皆困っているような状態ではないでしょうか。県民全体、国民全体が利用する川ではないでしょうか。これに対して、執行部の答弁。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 野村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども言いましたが、観光に関する取決め、これは観光と周辺住民との関わりとか、そのほか河川利用者との関わり、そういったことも盛り込んだ取決めとした条例もしくは規則、そういったものを今後作成して、ルール化をして、そのような独占状態にならないような状況、お互いに使いやすくできる河原、そういったことでルール化していきたいと考えております。

以上です。

○議長 もう1回ありますか。野村安夫君。

○7番 後に出ました494のカーブの件ですが、表札か通行止めのなにはできないでしょうか。住民からのながありましたので、よろしく。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 野村議員の再々質問にお答えします。

あそこのスペース、山を切り取ったところのスペースなんですが、あれは歩道ではございません。それで、カーブのとき、見やすくするために山を切り取ったということですので、あそこに車を止めることは適切ではございませんので、また中央西の越知土木等と協議をして、看板等、駐車禁止等の看板を、駐車禁止といいますか、車を止めないでくださいというような看板を今後検討していきたいと思います。

○議長 以上で野村安夫君の一般質問を終了します。

引き続き、通告第7号、議席番号10番、若藤敏久君の一般質問を許可します。若藤敏久君。

○10番 議席番号10番の若藤でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を

させていただきます。

質問に入る前に、去る10月26日、志半ばにしてご逝去されました同志、西森久雄君のご冥福を心よりお祈り申し上げ、ご家族、関係者の皆様には謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは、1点だけお伺いをいたします。

西村医院の将来につきましては、昨年来、旧執行部と議員の間において熱心な議論がされ、その結果、来年度より仁淀川町直営となることに決定をしておりますが、町長は当時教育次長であり、また選挙準備のため、この議論にはほとんど参加しておらず、どのように考えていたのか、また今後、西村医院についてどのように考えているのか分かりません。全国の国立病院、県立病院、町立病院のほとんどが赤字経営となっており、当然、西村医院もそのようになります。しかし、何はさておき、地域医療を守っていくのは行政の最大の使命だと私は考えております。町長自身、地域医療についてどのように考えているのかお伺いをして、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 若藤議員のご質問にお答えします。

住み慣れた地域で住み続けるためには、まず健康であること、必要な医療にかかれること、病気や障害があっても暮らせる環境があることが大切です。

その中で、地域医療はかかりつけ医として、日常的な医療の提供と、専門医療や救急医療へつなぐ役割があると考えております。

また地域医療は、病気の治療だけでなく、疾病予防や早期発見、保健、福祉、介護分野との連携により、地域及び住民生活に密着した役割があり、地域、住民、行政にとっても、西村医院は地域医療の要だと考えております。

来年の4月からは国保仁淀診療所となるわけですが、西村先生をはじめ、看護師やスタッフはそのまま引き継ぐ形で開所していただくことになります。仁淀地区はもとより、名野川地区、森山地区など、地域のかかりつけ医として心強い診療所となることを期待しております。

以上です。

○議長 再質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 町長の今おっしゃったとおりであります。やっぱり地元に病院がないと、応急手当、こういったことができませんので、いきなり下の大きな病院へ行くことはない。ほんで、かかりつけで途中で手当てをしておいて行くという、そういったところも必要なの

は当たり前ではありますが、なぜ私がこのような地域医療について質問をしたのかと申し上げますと、うちの町長選挙は8月でございました。それから佐川町の町長選挙があり、本山、梶原と、このような選挙があったわけですが、各候補者、そして当選者、首長さん、皆さんが公約として掲げて言われることが、地域を明るい住みよいまちづくりと、このように申しております。

しかし、具体的にどのようなまちにしたいのか、明るい住みよいまちとはどういうまちなのか、こういったことを具体的に言う首長はほとんどおりません。私はそういった当選の弁、あるいは出馬の弁を聞いたときに、具体的に言わんかえと。古味町長もそういった明るい住みよいまちづくりということを実現したいというようにおっしゃっておったと思いますが、具体的にどんなまちなのかと言う方がほとんどおりません。

私は、住んでよかったと思えるまちづくりとは、地域医療が充実したまちだと。これ1点です。人間が生活をしていく上で困ること、これはお金に困ることと病気で困ることです。お金は借金をしたり、身内に助けてもらったり、何とかありますが、病気だけは何ともなりません。

赤字の病院をかうて、ますます予算、お金が要るが、どうしたことやと、こういった批判をする方もいるでしょう。しかし、それは大きな間違いです。今、古味町長が言われたように、病院がなかったら、みんな安心して生活できませんよね。明るいまちにはなりません。そういったことで、私は町長に当選をした、そういった方が言うのに、ただ明るい住みよいまちを目指したい、そういうまちにしたい、だったら具体的にどうなのかと、町長の口からそういうふうな、最初、先ほどの答弁はそういったような答弁であったと思いますけど、何があっても、西村医院だけでなく、大崎診療所しかり、安部病院、酒井病院しかり、こういったところには手厚い援助をして地域医療を守っていくと、こういった決意の言葉が欲しいんですが、古味町長、いかがでしょうか。

以上で再質問は終わります。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず医療、介護面については、まず安心して受けられるような状態のまちづくりということは、やはり地元に医療機関がないといけないと思いますので、まずそれは最優先されるようなことではなかろうかと思います。

そして、まちづくりの関係なんですが、子育て世代が安心して生活できるまちづくり、



昨日も答弁で申しましたが、子育て世代というのは、やはり学費、生活費、そして保護者の給料の安さとか、そういったことで生活が本当に厳しい世代であります。そういったところへの手厚い支援をしていきたい。

そして、高齢者が安心して暮らせるまちづくりということで、福祉面、介護面、そして先ほど言いました医療もそうですが、そういったところも充実していったら、本当に住みやすいまちづくり、そういったことを今後目指していきたいと思います。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 医療、介護、保健所、こういった公的インフラ、これは赤字になって当然なんです。行政がやること、行政がやって、もうけになりよったということになったら、これは大変な間違い。個人経営でやっていけないから、公、自治体が援助していったら、直営をしていったら、住民サービスを守っていく、これが基本でありますからね。

だから、昨年来コロナウイルスがはやったときに政府が大きな失敗をしたのが保健所の縮小ですよね。あれは患者さんが100名、200名、ウイルスにかかった人がPCR検査に行っても、5人、10人しかできないから、PCR検査をできない人がまた次、次へ向いて流行していったと。

そういうふうな状況ですから、とにかく病院経営、そういった公的な役場がやることに關しては赤字覚悟で、だから執行部の皆様には、そういった対応できる、いわゆるお金といますか、そういったものの段取りをしていただいて、住民サービスは非常に充実した、そういった施策を講じてもらいたいと、そのように思うのが私の今回の質問の趣旨であります。

古味町長のお考えは分かりましたので、最後に副町長、地域医療について、副町長自身どのように考えているのかお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 竹本副町長、答弁。

○副町長 ただいまの若藤議員の再々質問にお答えをいたします。

副町長としてどのように考えるかということでございますけれども、公立の診療所は、経営努力のみによって経営を健全化することはなかなか困難なところであります。そういった中で地域医療政策として取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますし、また、一般会計繰入金単に赤字を補填するものではなく、町民の命と健康を守る、

そういった政策医療を担う公立診療所に必要な政策予算であるとも思っております。

ただし、一般会計の繰入金であるからといって漠然と赤字を続けるというのは、これはまた問題もあろうかと思しますので、常に赤字を解消する、抑えていく、少しでも減らすという努力をしながら、地域医療はやっぱり守っていくべきだというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 以上で一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前１０時３３分 休憩

午前１０時５０分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議を行います。

日程第２、質疑を行います。

議案第５９号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第５９号の質疑を終結します。

議案第６０号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第６０号の質疑を終結します。

議案第６１号についての質疑を許可します。質疑はありますか。若藤敏久君。

○１０番 観光センターの指定管理者の指定について、このような案件が出ておりますが、指定管理者となる団体の名称、株式会社掛水自動車整備工場、ちょっと考えれば、観光センターの経営と掛水自動車さんとは何ら関係のない畑違いのように思うんですが、この観光センターの仕様書にあります運営の条件、１２項目ありますけど、この第１番、「観光センターを運営するに当たり、飲食店営業などの必要な許可を受けること」、このようになっておりますが、仁淀総合支所長、この掛水自動車整備工場は必要な許可を受けているんでしょうか、いないんでしょうか。どのようなことで審議会を通ったのか、ご説明をお願いいたします。

○議長 神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長、答弁。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまの若藤議員のご質問にお答えいたします。

掛水自動車さんは、現在のところ飲食店営業許可などは持っておりませんが、今言われ

たとおり、観光センターを運営するに当たり必要な許可を受けることとなっておりますので、問題なく思っております。

また、今回の指定管理者の選定に当たりましては、11月22日に開催されました仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会において、公募により申請のあった2者によるプレゼンテーションを実施して、選定委員さんによる審議を行い、選定しております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○10番 神岡課長、「観光センターを運営するに当たり、飲食店営業などの必要な許可を受けること」となっちゃあよね、今受けてないのに問題がありませんというのは、これはおかしいんじゃないですか。

ただ、課長の判断としては、指定管理者として決まってから許可を取ったらええわやと。そしたら、そういったことを公に周知徹底して、そうせんと、私の知り合いも、ちょっと観光センターの経営、こういったことに参加してみようかなと、そのような者がおりました。NPOの法人もつくって、いざやろうかなと思ったら、莫大な資料がここに要るわけですね、許可にしてもそうですけど。これを見たときに、自分が代書人さんに頼んで、こういった許可を受けるのに幾らぐらい要るもんじゃろうかと、このように思ったら、15万から20万ぐらいかかる。それだったら、そこまでお金を入れて指定管理者になれるもんやら、なれんもんやら分からんのに、二の足を踏んであきらめたと、このような方が実際おるわけなんですよ。だったら、この1番の文言をもっと分かりやすいような、運営するに当たり必要な許可を受けることとなっとったら、プレゼンテーションの場では当然、これは許可を取っとかんといかんというように解釈できますよね。

そこら辺り、昨年来、宝来荘の備品紛失のときにも問題があって、特別委員会をつくって、委員長からの指摘もあったと思うんです。これは後で委員長の意見があったら、聞いてみたら分かりますけど、これ、全く改善されてないですけど、我々は地元だから地元企業にひいきをする、こういったようなことはできませんので、片一方はこれまでやってきて、ちゃんとした営業許可も取ってプレゼンテーションの場に出ていった、片一方はただ地元というだけでこのような案件が出てきた、それで地元企業にひいきをしたと議会が思われてもたまりませんので、そこら辺、もう少し今いくように、この1番から当たって、運営の条件について、詳しくこれで間違いがないんだというご説明を願えますか。

今、これだから問題がないんですよと言うたって、私は問題があるように思うんですけ

んど、これはほかの議員さん方がどういうふうと思うのか、ただ、こういった仕様書をほかの議員さんは持っておりませんので、課長のほうから分かりますように、分かるように詳しいご説明をお願いいたします。

○議長 神岡課長、答弁。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

仕様書にあるとおりで、詳しいことというか、分かりにくい表現にはなっておるんですが、もし希望の方があれば、こういうことでできるというようなことも説明申し上げるということになりますが、ただ、公募の際に周知が足りなかったということはあるとは思いますが、今後気をつけたいと思います。

それから、募集要綱のほうに申込み資格として「団体・企業であり、事務所又は事業所を有すること」と書いておって、これと、それから今言いました、運営するに当たり必要な許可を受けることということは、多くの企業に参加してもらいたいという意味から、こういう書き方になっていると思います。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 若藤議員のほうからただいま質問があったので、私の聞こうとしていることと重複するかもわかりません。この指定管理者の指定管理についての議案、出されたわけですが、今回の場合は観光センター指定管理の指定についてと。管理団体、株式会社掛水自動車整備工場、期間、来年の4月1日から再来年の3月31日の1年間、以下、これで審議をして、議会の責任を取ってくださいという内容なんですよ。

これまでは、指定管理についてはいろいろな問題もございました。その都度私は、特別委員会が設けられ、委員長に指名され、苦勞してきました。そんな中で、踏まえて、この内容でまず議案が上がってきて、いわゆる観光センター、秋葉の宿は飲食を伴う宿泊業です。飲食を伴う宿泊業について、その内容が、今度指定管理を受ける業者さんは自動車の整備工場。どう見ても納得し難い、違和感を感じる提案です。これをすんなり私どもが、議会が承認して通してしまうと、何かトラブルが起きたときに議会の責任です、これは。

「これだけの内容でおまんら、誰も反対せんとやったんかよ」というような話になろうかと思います。

そこで、これの内容について審議をするために、つぶさに、若藤議員の内容と重複するかもわかりませんが、何点か確認したいと思います。

まず1点目は、この指定管理者が、まずこれまでされてた指定管理者が継続を断ったの

か、あるいは何か不適切なことがあって別の者になったのか。

2点目は、この指定管理をした経過、例えば公募入札なのか、一般競争入札なのか。

3点目は、入札であれば、入札期日がいつ、そして何者があったのか。それと、度々出てきていますが、選定審議委員会という、選定審議委員会、正直言いましたら私、この指定管理について聞きましたけど、選定審議委員会というものについての詳細は、一度もここで説明を受けたような記憶もございません。それについてのご説明。

そして次に、指定管理料の、いわゆるこれを委託するに当たって管理料が要るのか、要らないのか。あるいは要るのであれば、これまでの指定管理料との差異を説明していただきたい。

次に、この観光センターを整備工場がされるんですけども、いわゆる運営管理をされる方が1つも出てきてません。再三、これまでの特別委員会を開催の都度、運営管理は誰がしてたんと聞いたら、非常に曖昧になっていました。その運営管理が、誰がするんか。基本的には、会社であれば定款などがあり、その中に代表者は書かれておると思いますけど、具体的なことを申して恐縮ですけども、宝来荘の場合は誰が管理しとるか、運営は誰がしてたんかって、あのときにばらばらでした。そういう経過もございます。

これまでは議会で、こういった全く異種の業者が飲食を伴う、あるいは宿泊を伴う、こういう観光業へ異種の業者が来たら、何か新しいものをつくるのではないかということを想像します。昨年、議会基本条例も制定されました。その中の項目の中に、条文の細かいことは忘れましたが、新たなことをする場合には議会に納得がいくようなある程度の説明をし、そして議論をし、そして議案は提案すると、しなさいというように議会基本条例には載っているんです。

こういう異種の業者が、こういう指定管理についても、これも同等です。やはりどう見ても違和感を感じる内容になっておりますので、その点についての説明を、さきの宝来荘のときには、前町長、前副町長はその責任を取り、自主減俸の処分も自らいたしました。というのは、その当時の議会は、議会が承認したけん議会の責任やないかというような話もありましたが、いろいろつぶさに検討した結果、町長と副町長が責任を取り、自主減俸処分をし、一件落着という経緯がございます。

これをすんなり通してしまうと、議会は何をしよったかという話にもなりますので、ただいま私が質問した5点について、詳細なご説明をお願いしたいなというように思います。

取りあえず1回目、終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員のご質問にお答えします。

まず、掛水自動車となった経緯なんですけど、これはまず、2者によるプレゼンテーションを受けて、私ならこうする、私ならこうするというような提案をしていただいて、その上、審査員の方に判定していただいて、それで内容を精査したところ、掛水自動車になったという経緯がございます。

そして、入札かということですけど、これは入札というような一般的な入札ではありません。プレゼンにより、よかったほうを選定するという方式になっています。

そして選定委員会ですが、これは3名の選定委員さんから構成をされております。やはり旧の吾川、仁淀、池川で各1人ずつというようなことで委員さんを構成しております。

そして、運営管理者は誰かということですが、運営管理者は掛水自動車の社長の息子さんというような形になろうかと思えます。

それと管理料については、また担当課長のほうからお願いしたいと思えます。

○議長 担当課長、答弁。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今の指定管理者が断ったかということですが、今の場合は応募しておりましたので、断っておりません。

それから、不適切なことがあったかという点ですが、確かに電話の応対とか施設の管理状況で、指定管理者のほうに私のほうから話をしたことはあります。

それから、管理料につきましては800万円を予定しております。今年度は720万円に対して80万円上回る予算を組みたいと思っています。これはどうしても初期費用として、当初消耗品の購入だとか、消耗品でいえば浴衣とか洗面用具の購入が要るだろうということで、こういう金額になっていると思えます。

以上でございます。

○議長 ほかに答弁漏れはないですか。古味町長。

○町長 すみません、答弁漏れがありました。

現指定管理者に不手際があったのかというようなことですが、この件につきましては、地元の住民であるとか地域の方々がよく、どういう状況であるかは把握していると思えます。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○4番 再質問します。

自動車整備工場の社長の息子さんということは、今、答弁の中で、この指定管理に至った経緯は、一般公募的内容的にはプロポーザルされたんかなというように思います。そのプロポーザルのプレゼンをされたのは、この社長の息子さん。ちょっと名前は承知してないんですけども、その方。そして現在の指定管理者の方、私、この方も名前知らないんですけど、その両方が来て説明されたその内容、支障がなければ、いわゆる選定委員会は公平にされた吾川、池川、仁淀のそれぞれの委員さんということでございますが、選定をされた経緯の中では、当然プレゼンの内容があるわけで、私は正直、ぱっと見たときに、「えっ、あそこへ行って自動車を整備するんかな」と。広い駐車場もあるし、これはそういう、全く転換した、そういうような印象を受けました。

あそこへ行けば、確かに駐車場も広いし、全く間違いでもなかろうかなという感じも受けましたが、当然このプレゼンの内容は飲食、宿泊を伴う事業。それと、あそこの観光センターにはたしか民具などもございます。その民具など、この内容についてプレゼンだけで、いわゆる選定委員さんだけがされたのであれば、宝来荘のときに、私はかなり細かい、指定管理者に対する今後の運営管理契約について、詳細な提言をさせてもらいました。その詳細な提言についての承知なんかはどうなっていたのか。

選定委員さんの方は知らないと思います。といいますのは、その細かい提言をさせていただいた経緯は、何一つ、正直言うたら、細かいことが管理されていなくて、大多数が放置状態やったんです、雨ざらし、野ざらしの。そういうことで指定管理を丸投げしてたというのが当時の経過です。丸投げしたままで、後、指定管理者に責任云々じゃという問題は問えませんので、今回の場合も、観光センターの建物もあるし、その中には飲食、宿泊、そして民具があります。この民具なんかについてもどういった形でされるのか、そこら辺りもプレゼンの中に出てきたかどうか、そういう、しかし、方向転換をした形での観光センターであれば、そういった話が出ていないと思いますし、その具体的な内容をお聞かせしていただけますか。

2点目、終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、答弁。神岡課長、答弁。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまの片岡議員の再質問にお答えいたします。

プレゼン内容について簡単に言わせてもらいます。今までの会社のほうはインターネット

トを使った営業方針、営業をして、外国人だとか海外の人にもアピールして、お客さんを呼び込んでいくというようなことが主だったと思います。今はコロナでなかなか、外国人とかは来ておりませんが、また回復したらということでやっていきたいと。

あとは、管理についても募集要綱の中身を全部把握して、それに応える形になっております。

それから、もう一方の掛水自動車さんのほうは、仁淀川町のほかの業者、観光関係の方と連携して仁淀川町の観光を盛り上げていきたいと、そういうことを主にして秋葉の宿にお客さんを呼んでいきたいというようなことがメインだったと思います。

すみません、簡単ですが、以上です。

○議長 片岡智準君。

○４番 実にこの、今答弁のあった内容で優劣をつけたって、インターネット使用で外国人を、こんなもん、誰でも言うてる話ですよ。

私はあえて話の中で入れなんだのは、あそこの観光センターの草刈り、清掃。この方がどのような、今後プレゼンの中であそこ、観光センターのかなり広い土地の斜面の草刈り、そういった面が、観光をされる以上はあそこをきれいにする、そういった面の配慮などがプレゼンの中でされてないようなことでは困るんですよ。

まして外国人を呼ぶ、そんな世界的な観光場所にしようとしているのに、それについて、非常にやはり気をつけなったら駄目なのは、当然接客や寝具やら、いろいろそういったものにも配慮は要るでしょう。しかし、あの広大な土地が、草ぼうぼうの生い茂ったやぶみみたいな中に観光センターがあるのでは、やはり具合悪いわけで、そこら辺り、きめ細かなプレゼンがされたんかなという印象を持ったんですけれども、インターネット使用の外国人を呼ぶって、こんなもん、すぐにそのセットすりゃあできる話であって、こんなもんで優劣をつけたというのは、２者が来たということであれば、これまでの最初の管理された方も参加された、新たにされた、その方の話の中でそういった話が一切なかった、これは実に不思議な話で、これで優劣をつけたなんて考えられへんようなことです。

そこで、あえて私はこれ以上は申しませんが、やはり誰もが納得するような形で、これはいいなというような形でされておれば何の疑義も受けませんし、私自身も今後、観光センターの話でトラブル、問題があっても、大きい顔してその説明もできるんですけども、そういった細かい何の契約内容も、何の細かい配慮もなしに、これをもし選定して決めたのであれば、今回は正直、申し訳ないですけども、賛成しかねますので、それを最後に申



し上げておきまして、私の質問は終わります。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の再々質問にお答えします。

今言われた外国人を呼ぶとのプレゼンは、今の指定管理者のプレゼンです。掛水自動車さんはそういった、外国人を呼んでくるとか、そういったプレゼンはしておりません。

それで、掛水自動車さんのプレゼン内容としましては、観光協会や商工会など町内企業との連携した宿泊客の呼び込み、また、仁淀川アウトドアセンターとのセットアッププランを企画するなど、観光発信の拠点となることを計画しておりました。

また、地元雇用を第一に考え、地域人材の活用を念頭に置くなど、設置目的である観光振興及び地域間交流の促進を図る施設の運営ということでプレゼンを受けております。

そして草刈りとか、それから民具の説明、こういったことも説明を受けております。民具は、ちょっと曜日は忘れましたが、何曜と何曜は休館にして、それ以外は開けるとか、それから、草刈りについては年間何回ぐらいとか、そういった説明はを受けております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○3番 先ほどから聞いておりますが、若藤議員の質問はごもつともだと思います。今から許可は取ると。3か月ありますけど、それは不可能ではないかもわかりませんが、やっぱりその内容について、手前で周知をする必要があったと思います。

今、片岡智準議員から宝来荘のこと、いろいろ多々質問が出ました。宝来荘につきましては、これは財産管理の問題でありました。財産の管理ができてないからということで、町長、副町長は減額されました。

もう1点、先ほど町長が補足しましたが、当然プレゼンを受ける者は、内容のとおりとしては全部知ってます。宿泊所の問題、あるいはレストランの問題、草刈りの問題、あるいは民具の問題、それを承知でやるというプレゼンをやっております。

そしてまた、これはちょっと小休でお願いしたいんですけど、いいですか、議長。小休で。正会でええか。

正会で言いますけれども、私はこの指定管理の前回の方々についても、大正のほう、久万のほう、いろいろ聞きました。内容については、皆さん議員の中からも、本当にレストランができるかよと、内容が違うでよと、そしてまた今、私も近隣ですから、ちょいちょい食堂に行ってまいりました。外国人のほうは随分おります。これ、いかんとは言いませ

んよ。

しかし、営業内容については、私はもっと議会の方も現地に行って、指定管理をしたなら、我々自ら行って調べることも大事ですよ。私は度々、議会の中でも、食堂に行ってみんかと。そしてまた、連絡したら休館しよる。あるいは宿泊所の方々を紹介すれば、連絡はつかないというふうなことも多々あるわけですよ。これは議員の皆さんもご承知だと思いますよ。ほかの委員会は知りませんが、私の委員会は何度もあそこへ、食堂へ食事に行くという連絡をされましたけども、休んでおる、あるいは留守番電話というふうなことが皆あったんですよ。

だから今、私も指定管理を見たら、本来なら3年ですけども、1年です。ですから、今言うふうに、初めての方やから、こういうことの不安感があるからということで1年の指定管理だと思うんですよ。そして、現在あその運営については、今ここできれいごと言うけども、実際の現場を見たときに皆さんがどう感じたかですよ。ほとんど営業してないですよ。これ、聞いてもらったらいいですけども、度々、今この支所長に申し上げました、どうなっちゃあやと、管理は。あそこは開いてないけどもというふうなことを随分苦言を言うてまいりました。

今、質問されるようなことがあったら、もっと議会議員も、指定管理についてはもっと詳しく知る必要があると思うんですよ、中身を。私は度々いろんなところへ回っています。特にどのような状況でやっているか、どのような指定管理で運営しているか、ほかのところでも見てまいりました。だから今、2者と言いましたですね、今回の公募は。1者は前回の方ですか、今話を聞いたら、前回の方と今回の掛水自動車と2者ですよ。どっちを選ぶかとなったときに、今まで彼らの実績を見たときに、おのずから答えは出ますよ。これは知らん人が行ったら分かりません。議会議員があそこへ行って、現地を見て、実態を見たときにこれでええかと、この方に指定管理者を任せてええかということはおのずから分かります。行ってない……。

○議長 岡田議員、すみません、この場は質疑ですので、質疑の場ですので、質問をしてください。

○3番 質問をするために言いよる、だから……。

○議長 具体的な質問をよろしくお願いします。

○3番 質疑をするために、そういう内容を言うてないと分からんでしょう。皆さんも知っているかということを聞いて、質疑をしよる。質疑をするために内容の説明せな、分

からんでしょうが。分からんから、皆さんにそういう説明をしておると。

だから議長、今、皆さんの言う意見を聞いたら、あまりにも理解していないということ  
を皆さんに言っているところで、内容の説明をするために質疑をしているんだから、だから  
こういうことの理解を得るために、町長にこういうことじゃないですかという質問です  
から、だから私は今、そういうふうな今の皆さんの意見を聞きながら、本当にどういう方  
に指定管理をしたらいいかということ、町長、私なりに質問させていただきました。

だから今、もう少し皆さん方、執行部の方々についても、支所長にも度々苦言を申し上  
げました、観光センターについては。ほかの方の議員からも出てましたよ。だから、もう  
一度、総務課長、今私が言っていることに対して、どういうことであつたか、いま一度、  
執行部が選定された理由をもう一度、明確にご答弁を願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、大石総務課長。

○大石総務課長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

11月22日の選定審議会におきまして、審議委員さんの答申を頂きました。それを基に選  
定したわけでございますが、その選定理由を述べさせていただきます。

観光協会や商工会など、町内企業との連携した宿泊客の呼び込み、また、仁淀川アウト  
ドアセンターとのセットプランを企画するなど、観光発信の拠点となることを計画してお  
りました。また、地元雇用を第一に考え、地域人材の活用を念頭に置くなど、設置目的で  
ある観光振興及び地域間交流の促進を図る施設の運営に最もふさわしい団体であると選定  
委員の皆さんが判断されましたので、その答申を尊重し、選定しております。

以上でございます。

○議長 岡田君。

○3番 今、総務課長から、観光センターと趣旨の違った説明がありました。私は今、観  
光センターは、何が目的といったら、レストラン、宿泊、そのの民具の管理、そしてまた  
公園の環境整備というのが、4つが大きな目的だと思うんですよ。

ですから、これについては、受けた掛水自動車がこの事業に対しては遂行できると、や  
るということの内容でいいわけですね。町長、いいですか。答弁。

○議長 町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えします。

掛水自動車さんは今現在、そういった飲食業であるとか旅館業であるとか、そういった  
ことは定款にはうたっていないとは思いますが、3月までに定款を変更していくということ

は聞いております。

また、3月までに必要な認可を取得するという事で、仕様書に書かれております「観光センターを運営するに当たり、飲食店営業などの必要な許可を受けること」ということで、3月まで、実際4月1日からの委託になろうかと思いますが、それまでには取っていくということで話は聞いております。

そして、度々仁淀支所のほうで改善点について指摘をしておったような経緯もあります。そして10月には、私と副町長と、それから仁淀の支所長とともに観光センターに出向いて、どういう状況かということで見てまいりました。そのときもなかなか中から、玄関とか、それから事務所、それからレストラン等の電気もついておったんですけど、なかなか人が出てきてくれなかったというような状況でありましたので、度々、仁淀支所からの指摘というのも理解できたところであります。

それと当然、草刈りであるとか、それから民具の関係であるとか、それから必要なレストラン、宿泊、そういったことは2者とも、お互いにプレゼンはきちっとされておりました。その中で、先ほども総務課長が言いました観光面であるとか、それから地元雇用であるとか、そういったところで強くアピールが、掛水さんのほうがアピールができたのかなというような感想は持っております。

以上です。

○議長 岡田議員。

○3番 それで、つかぬことを申し上げますけども、今現在やっている方々の従業員、今現在の、それだけの運営するに当たって、従業員の数が分かれば、最後にお聞かせを願いたい。

○議長 神岡担当課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、支配人1名と、従業員は1名、合計2名となっております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。若藤敏久君。

○10番 最後の質問をさせていただきます。

これ、傍聴者の方はまだ、新執行部の方々もあまり詳しくはないかと思うんですが、この観光センターは今現在の指定管理者がやるまで2年か3年ぐらい休みよったんです。指定管理者がなんぼ、いくら地元で募集してもいなかった。

そのときに、役場の職員さんがインターネットで見て、今現在の指定管理者がしたらどうかと、こういったことで旧仁淀支所のほうが検討をした。その結果、お願いをしようかなと思ったんですけど、議員の皆さん方は覚えているかもわかりません。食事は期待できないよということを当時の大野拓三課長が申しました。最初から分かっていたんです。しかし、高瀬地域が、観光センターは地域の拠点だから何とか経営してほしいと、そういったことで今現在の指定管理者にお願いをしたというのが、これが経緯なんです。

それを踏まえて、今、なにせんとプレゼンテーションで、掛水自動車さんのプレゼンがよかった、悪かった、これは議会も執行部も、今言うようにタッチするところじゃないんです。これは審議委員会の権限ですからね。執行部は、審議委員会がAがいいですよ、Bがいいですよと言った、その案件を出して議会へ諮る。議会はそれをええか悪いかで判断をするということですから、我々はほとんど何も知らんづくに、ここで判断をせないかん最終的な責任があるというのが現状なんです。そうでしょう。

それを、ほら、掛水自動車のプレゼンがよかったから、悪かったから、これは絵に描いた餅やないですか。何もやってない。ああやりますよ、こうやりますよ、きれいごとだけ言ったら通りますか。私が言ったように、そうじゃなしに最初の募集、仕様書、要綱、これが間違っているから、これを改善しなさいと。そうしないと判断はできませんよ。入りたい業者がおったけども、遠慮した業者がいるんですよということを初めに申しましたよ。

そういったことを踏まえて、これ、総務課長、町長、1件だけ聞きますけど、例えばここで、これまで条例、要綱に不備があったから、議会がこれはいかん、直してこい、そういうふうになった場合には、直して、次にいま一度募集して、プレゼンやって、来年3月までに間に合うでしょう。そういった方向が一番いいんじゃないですか。私はそのように思います。

以上で質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、答弁。古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の質問にお答えします。

募集要綱といいますか、その中の、例えばこれでいいですよと、その他運営の条件というところがありますが、この中の第1に、「観光センターを運営するに当たり、飲食店営業などの必要な許可を受けること」と今現在なっておりますが、例えばこれを、「観光センターを運営するに当たり、指定管理の期日までに飲食店営業などの必要な許可を受けること」と変更することは可能だと思います。

今後、そういうふうな募集方法にしていきたいとは思いますが、現在はこのような要綱で募集をかけており、それで審議の結果、掛水さんが採用ということで審議されておりますので、それをまた変えるということは、今、できません。

○議長 ほかに質疑はございませんか。左京憲昌君。

○8番 先ほどの問答で気になったことをちょっとお伺いしたいんですが、ヒアリングで説明された内容というのは実行する義務があるでしょう。それと、今の現在の業者が何かこう、営業も何とか、執行部なんかが期待する状態で実行されてないということになると、これは指定管理料にも影響してくることじゃないかと我々には思うんですが、指定管理料はそういうふうな指定さえ受ければ垂れ流しの様に頂けるものなのか。そういう向こうが提案をしたことに対して、実行されているかどうかということはやっぱりチェックしていかないと、そういうことで対応すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁の前に、左京議員、先ほどの質問で「垂れ流し」という言葉を使われましたので、それは削除させていただきます。よろしく。

執行部、答弁。古味町長。

○町長 左京議員の質問にお答えします。

指定管理者からは、年度末には収支決算、そういったものが出てきておりますので、そこら辺でチェックをしております。それで、例えば大きく宿泊収入、そして飲食収入等があれば、またそこら辺で指定管理料での相談で調整とか、そういったことになりますが、今のところそういう状況ではありませんでした。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 なければ、質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終結します。

議案第62号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終結します。

議案第63号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終結します。

議案第64号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終結します。

議案第65号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 説明の中にあつたかもわかりませんが、再度確認のために3点ほどお伺いをしたいと思います。

14ページの財産管理の取得で、土地の購入費、岩丸のほうの土地を買うと、購入されるという話でございました。この土地の目的等はどういうものであるのか、面積的にどの程度なのかお伺いをします。

それから18ページに、予防費で、職員手当等の時間外として600万ほど補正を組んでおります。これはやはりコロナ対策に関するものなのか、お伺いをします。

それともう1か所、22ページ、7款の土木費ですが、がけくずれ住家防災対策工事の550万、場所をもう一度よろしく願いして、質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、大原池川総合支所長。

○大原池川総合支所長兼住民福祉課長 大野議員の質問にお答えします。

14ページの財産管理費の土地購入費でございますが、現在、旧の岩丸住宅が建っている場所を購入する予定でございます。面積的には940.87平米でございます。利用目的は住宅を建築し貸し出したい、そのように考えております。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 大野議員の質問にお答えします。

18ページの予防費の職員手当に関してですが、お見込みのとおりブースター接種、追加接種による時間外手当であります。

町長の行政報告にもありましたとおり、来年2月より集団接種を行います。その集団接種は、今年も行いましたが、日曜日、祝日を使わせていただいて、集団接種を行いたいと思っております。

以上です。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 大野議員のご質問にお答えいたします。

がけくずれ住家防災対策事業でございますけれども、名野川地区1件、岩戸地区2件でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 1点だけ、15ページの総務費のまちづくり推進事業で委託料という280万、計上

されてるんですが、この委託料というのは、これは委託先はどこかだけ教えていただきたいんですけども。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 片岡議員のご質問にお答えいたします。

この代行委託料につきましては、ふるさと納税の返礼品の代行委託料でございますので、観光協会への委託となります。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終結します。

議案第66号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終結します。

議案第67号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第67号の質疑を終結します。

議案第68号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終結します。

議案第69号についての質疑を許可します。西森常晴君。

○2番 財産の取得について関連して、大崎診療所の備品について、執行部のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

7月に完成する大崎診療所、担当者の努力でパワーリハビリの部屋を構えてもらいました。パワーリハビリの器具については本会議で、谷脇課長がおいでなときに、何度か、ここで執行部にお願いした経緯があります。

今、担当の課長補佐に説明を聞きますと、新しくできるトレーニングルームには、今使っている器具を持って行って使う。物を大事にすることは、私は理解できます。このパワーリハの器具は旧吾川村の時代から使っているもので、これは20年を経過しています。この庁舎ができたときに古い備品を使ったのでしょうか。新しい診療所も、新しい診療所には新しい備品は使ってます。



私は、担当課長補佐に聞いたときに、一番考えた１つは継続性がない。課長の引継ぎがない。今までの課長が、パワリハには今ある古いのを使います、答弁を聞いたことがない。それが１つ。

課長には求めません。執行部に求めるのは当然、担当から持ち上がってきた来年度の予算に出てくるものですが、ぜひ執行部のほうはそこを、この発言をもし聞いていただければ、頭に入れて査定をお願いしたいと思いました。

いきなり町長はご無礼かと思えますので、副町長、答弁をお願いしますか。

○議長 竹本副町長、答弁。

○副町長 ただいまの西森議員の質問にお答えいたします。

パワリハの器具についてということでございます。かなり古いような今のご質問でありましたけれども、また担当課のほうとも協議もして、また利用率や利用者のご意見等も聞きながら、もし新しくするというようなことが必要であれば、検討していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終結します。

諮問第４号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第４号の質疑を終結します。

同意第４号についての質疑の前に、黒川教育長から退席の申出が出ておりますので、暫時休憩します。

午前１１時４７分 休憩

午前１１時４８分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第４号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第４号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前１１時４８分 休憩

午前１１時４８分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第5号の質疑を終結します。

日程第3、これより討論・採決を行います。

議案第59号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、全員であります。よって議案第59号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第60号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、全員。よって議案第60号、仁淀川町立仁淀公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

議案第61号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、少数。よって議案第61号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定については否決されました。

議案第62号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、全員。よって議案第62号、仁淀川町交流センターの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、全員。よって議案第63号、仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第64号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、全員。よって議案第64号、仁淀川町池川439交流館の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第65号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

賛成者、全員。よって議案第65号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）に

については原案どおり可決されました。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第66号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第67号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第68号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

賛成者、全員。よって議案第69号、財産の取得については原案どおり可決されました。

諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは採決を行います。

諮問第4号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦については原案どおり可決されました。

同意第4号、教育長の任命については、黒川教育長から退席の申出がっておりますので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第4号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは採決を行います。

同意第4号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第4号、教育長の任命については原案どおり可決されました。

採決が終わりましたので、黒川教育長。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第5号、教育委員会委員の任命については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは採決を行います。

同意第5号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第5号、教育委員会委員の任命については原案どおり可決されました。

日程第4、意見書についてを議題といたします。

お諮りします。発議第3号、トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

決議されました意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、意見書についての発議第4号、アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第4号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第6、意見書について。

発議第5号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第5号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 0時08分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で会議の日程は全て終了をいたしました。会議を閉じます。令和3年第7回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午後 0時09分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和    年    月    日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員